

【あいづあかべこ助成制度】

旅行商品造成（パンフレット等作成）支援助成金 交付要綱

（目的）

第1条 会津若松観光ビューロー（以下「ビューロー」という）は、会津若松市を訪れる為の旅行商品造成を行い、集客のための情報媒体を作成する旅行者に対し、その作成にかかる費用の一部を助成することにより、本市の観光資源を有効活用した商品造成を促して、本市観光客の増加及びPRを促進し、交流人口の拡大と振興を図る事を目的とする。

（対象者）

第2条 本助成制度に申請できる者は、会津若松市への送客・周遊のための旅行商品を造成する旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている旅行者とする。

（期間）

第3条 助成期間は、令和2年8月1日から令和3年3月15日の間とする。ただし、申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。

（条件）

第4条 助成を申請しようとする場合は、以下の条件を満たすこととする。

（1）形態

募集型企画旅行商品の造成

（2）内容

- ①会津若松市内宿泊施設での宿泊を1泊以上及び第6条に規定する観光関連施設（以下「観光関連施設」という。）を1箇所以上利用する。
- ②会津若松市内の宿泊施設での宿泊を伴わない場合は、観光関連施設を2箇所以上利用する。
- ③観光施設の利用は平均的な見学時間を確保する。
- ④会津若松市の観光情報を盛り込んだ掲載構成とする。
- ⑤会津若松市の観光情報の掲載ページ内に「協力：会津若松市」と表記する。
- ⑥会津若松市が指定した「あかべこ」のロゴマークを掲載する。
- ⑦会津若松市単独のパンフレット等に限らず、会津地域、福島県内、南東北等の総合パンフレットも対象とする。

（3）形状

①紙媒体

- イ) パンフレット
- ロ) チラシ
- ハ) 新聞
- ニ) 雑誌
- ホ) DM
- ヘ) その他ビューロー理事長（以下「理事長」という）が認めるもの

②WEB媒体

- イ) 自社ホームページ
- ロ) その他理事長が認めるもの

(4) 申請

同一の旅行業者内で複数の申請者が旅行商品を造成して、同一の媒体で同一紙面（WEBの場合は画面）を構成する場合は、申請を一本化する。

(助成額)

第5条 助成金は、以下の要件に基づき算出し、申請及び実績を審査の上、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 紙媒体の場合

- ①発行数は5,000部以上とする。
- ②掲載面積はA4・1ページサイズ（約620cm²）を基準とする。
- ③掲載面積（A4サイズ＝約620cm²を基準）に応じて、基準サイズに対する割合を乗じる。
- ④情報媒体作成費用の2分の1を助成する。
- ⑤助成金の上限額については、次のとおりとする。

発行数	上限額
5,000部以上 10,000部未満	50,000円
10,000部以上 30,000部未満	100,000円
30,000部以上 100,000部未満	150,000円
100,000部以上	200,000円

(2) WEB媒体の場合

- ①掲載に要する費用2分の1を助成する。
- ②1回の助成金の上限額は50,000円とする。

(3) 限度額

同一の申請者が複数の申請を行うことができるものとし、助成の限度額は原則600,000円とする。

(観光関連施設)

第6条 本助成金制度で利用を求める観光関連施設は、別紙「あいづあかべこ助成制度対象施設一覧」に記載された事業所とする。

(申請書の様式等)

第7条 助成金の交付を受けようとする申請者は、旅行商品造成（パンフレット等作成）支援助成金 交付申請書（様式第1号）と、事業計画書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、理事長へ提出するものとする。

- ① 旅行商品の行程表
- ② パンフレット作成時の見積書（コピー可）
- ③ WEB掲載に要する費用が客観的に提示できる書類（任意様式）

(審査・交付決定)

第8条 理事長は、前条の交付申請書にかかる書類を審査し、適当と認めたときは交付決定通知により速やかに通知する。なお、助成金は実績報告書に基づき確定するものであって助成金の支払いを確約するものではない。

(申請内容の変更・中止等)

第9条 申請者は、既に提出した申請の内容を変更する場合又は事業を中止する場合は、速やかに旅行商品造成（パンフレット等作成）支援助成金 変更・中止報告書（様式第3号）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。ただし、理事長が認める軽妙な変更についてはこの限りではない。

(実績報告書)

第10条 助成金の交付決定を受けた媒体の作成・発行（掲載）が完了したときは、旅行商品造成（パンフレット等作成）支援助成金 実績報告書（様式第4号）に成果品及び成果品に相当するものを、添えて提出するものとする。

2 理事長は、実績報告書が届き次第、実績内容を審査して助成額を決定し、申請者に対して助成額通知書を送付する。

3 助成額通知書を受け取った者は、旅行商品造成（パンフレット等作成）支援助成金 請求書（様式第5号）をもってビューローに請求する。

(助成金支払)

第11条 理事長は、申請者からの請求書が届いてから15日以内に指定された口座に助成金を振り込むものとする。

2 振込み手数料は、ビューローが負担する。

(附則)

この要綱に定めるもののほか、当助成金の取り扱いについて必要な事項は、会津若松市と理事長が別に定めるものとする。

(様式)

様式第1号	旅行商品造成（パンフレット等作成）支援助成金	交付申請書
様式第2号	旅行商品造成（パンフレット等作成）支援助成金	事業計画書
様式第3号	旅行商品造成（パンフレット等作成）支援助成金	変更・中止報告書
様式第4号	旅行商品造成（パンフレット等作成）支援助成金	実績報告書
様式第5号	旅行商品造成（パンフレット等作成）支援助成金	請求書

あいづあかべこ助成制度対象施設一覧

【観光関連施設】

会津藩校日新館(見学・体験)	さざえ堂(見学)	鶴ヶ岡茶寮(郷土料理)
会津幸泉小法師(土産・食事)	白木屋漆器店(漆器)	手作り体験ひろば番匠(絵付各種)
会津武家屋敷(見学・体験)	漆芸福文(蒔絵)	長門屋(和菓子)
会津松本(桐たんす)	漆器工房鈴木(蒔絵)	中島会館(ソースかつ丼)
会津葵(和菓子)	末廣酒造嘉永蔵(見学・土産)	パティスリーAr(洋菓子)
会津料理鶴井筒(郷土料理)	鈴善漆器店(蒔絵)	白虎隊記念館(見学)
会津新撰組記念館(見学・土産)	関漆器店(漆器)	白虎隊伝承史学館(見学)
会津慶山焼(陶芸)	田季野(郷土料理)	ほしぼん蝋燭(土産・体験)
飯盛山スロープコンベア	田事(郷土料理)	松本家(和菓子)
えびや(うなぎ)	大正浪漫澁川問屋(郷土料理)	松良(土産・食事)
小澤蝋燭店(絵付)	太郎庵(和洋菓子)	満田屋(郷土料理)
御薬園(見学・抹茶)	茶室麟閣(見学・抹茶)	山田民芸工房(起上り小法師絵付)
御蒔絵やまうち(蒔絵)	鶴ヶ城天守閣(見学)	山形屋本店(絵付)
柏屋(和洋菓子)	鶴乃江酒造(土産)	笑美(赤べこ各種・他)
がぶりガーデン(フルーツ狩り・他)	鶴ヶ城会館(土産・食事)	JAよつばフルーツランド(フルーツ刈)
桐屋(蕎麦)	鶴我(食事:馬肉)	

※ 表記以外の施設についてはお問い合わせください

【宿泊施設】

東山温泉	いろりの宿芦名	庄助の宿瀧の湯	東山パークホテル新風月
	御宿東鳳	月のあかり	ホテル伏見荘
	おやど東山	二洗旅館	向瀧
	くつろぎ宿千代滝	原瀧	元湯有馬屋
	くつろぎ宿新滝	東山グランドホテル	東山ハイマートホテル
	今昔亭		
芦ノ牧温泉	芦ノ牧グランドホテル	仙峡閣	旅館福泉
	芦ノ牧プリンスホテル	丸峰観光ホテル	
	大川荘	不動館小谷の湯	
	新湯	ホテル溪山	
会津若松市内旅館組合	会津つるやホテル	中野屋旅館	ホテルニューパレス
	会津若松ワシントンホテル	中町グランドホテル	松島屋旅館
	駅前グランドホテル	ふじみ旅館	民宿黒田荘
	大江戸温泉物語あいづ	ホテルアルファーワン	民宿多賀来
	グリーンホテル会津	ホテルルートイン	宿たかや
	大正浪漫澁川問屋	ホテルいづみや	料理旅館田事
	たけみ旅館	ホテル大阪屋	旅館田園
	東横イン	ホテルタカコー	